

福岡県公報

平成二十一年六月十五日
第二千九百七十八号
増刊 ①

目次

規則(第三十四号)

福岡県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正

する規則

(介護保険課) …………… 一

規則

福岡県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年六月十五日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三十四号

福岡県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則(平成十八年福岡県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条中「前三条」を「前二条」に改め、「指定の更新」を削り、同条第三号中「又は指定更新年月日及び指定有効期間満了日」を削り、同条を第四条とする。

第六条中「第十一条の八」を「第十一条の六」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

様式第四号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。